## 山梨県教育委員会育児又は介護のための離職・再採用に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県教育委員会により採用され、育児又は介護を理由としてやむを得ず山梨県内の県立学校、市町村立学校又は組合立学校を自己都合退職(以下「離職」という。)した教諭、養護教諭又は栄養教諭(以下これらを「教員」という。)を再び県立学校、市町村立学校又は市町村組合立学校の教員に採用(以下「再採用」という。)する際の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象者)

- 第2条 この要綱の対象となる教員は、次の要件のいずれにも該当する者とす る。
  - (1) 育児又は介護を理由としてやむを得ず離職する者又は離職した者
  - (2) 離職時に任期を定めて採用されていた者又は臨時的に任用されていた者でないもの
  - (3) この要綱に基づき再採用されたことがない者
  - (4) 離職に際しては、勧奨退職として退職した者でないもの
  - (5) 離職後、再採用を予定する日までに5年を経過していない者
  - (6) 離職時と同一の校種及び教科・科目での再採用を希望する者
  - (7) この要綱の規定により再採用される日から、山梨県職員の定年等に関する条例(昭和59年山梨県条例第7号)第2条に規定する定年による退職の日までの期間が1年以上ある者

## (離職申請手続)

- 第3条 育児又は介護のための離職・再採用を希望する教員(以下「再採用希望教員」という。)は、原則として離職希望日の2か月前までに、退職関係書類とともに、離職・再採用願(第1号様式)に別に定める書類を添付して校長へ提出するものとする。ただし、令和4年3月31日以前に退職した者については、本人が直接、県教育委員会に提出するものとする。
- 2 校長は、前項により提出された書類を確認し、県立学校にあっては県教育委員会に、市町村立学校にあっては市町村教育委員会及び所管教育事務所を経由して県教育委員会に、組合立学校にあっては組合教育委員会及び所管教育事務所を経由して県教育委員会に提出する。
- 3 県教育委員会は、内容を審査のうえ、適当と認められる場合には再採用希望 教員に受理書(第2号様式)を交付する。

### (再採用申請手続)

第4条 再採用希望教員は、再採用に当たっては、再採用を希望する年度の前年度に行われる選考検査(次条第1項の選考検査をいう。)を受検するものとし、前年度6月末までに志願書(第3号様式)を、県立学校にあっては県教育委員会に、市町村立学校にあっては市町村教育委員会及び所管教育事務所を経由

して県教育委員会に、組合立学校にあっては組合教育委員会及び所管教育事務所を経由して県教育委員会に提出しなければならない。ただし、令和4年3月31日以前に退職した者については、本人が直接、県教育委員会に提出するものとする。

## (選考検査)

- 第5条 県教育委員会は、再採用に当たって、選考検査として書類選考、面接検 査を実施する。
- 2 県教育委員会は、前項の選考検査の結果に基づき再採用の適否を決定し、再 採用希望教員に結果通知書(第4号様式)を交付する。

#### (再採用を行わない場合)

- 第6条 前条第1項の選考検査の結果にかかわらず、再採用時において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格条項に該当している者のほか、次の各号のいずれかに該当する者については、再採用は行わない。
  - (1) 退職後、法令の規定に故意に違反し、又は教員たるにふさわしくない非 行があって、再採用することが適当でないと認められる者(退職後に退職前 の法令違反又は非行が明らかになった場合を含む。)
  - (2) その他この要綱の趣旨から再採用することが適当でないと認められる者

## (再採用の時期)

第7条 再採用の時期は、再採用希望教員が希望した年度の4月1日とする。

#### (再採用者の初任給)

第8条 再採用者の初任給は、山梨県学校職員給与条例(昭和24年条例第40号)、山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和32年山梨県人事委員会規則第8号)等に定める一般の教育職員の初任給決定の例により決定する。

#### (その他)

- 第9条 本要綱に基づく離職は、山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和29年山梨県条例第3号)に規定する自己都合退職として取り扱われるため、離職時に勤続期間等に応じた退職手当が支給される。
- 2 離職中は、公務員としての身分を有しないため、公立学校共済組合及び山梨県教職員互助組合には加入できない。

## (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、育児又は介護のための離職・再採用に 関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用し、令和4年4月1日以降に退職する者について適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日以降に退職した者であって、 第2条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると教育長が認めるものについ ては、この要綱を適用することができる。
- 3 前項の規定による再採用に係る手続等については、教育長が別に定める。

山梨県教育委員会 殿

所属名

職氏名

## 離職 • 再採用願

このことについて、山梨県教育委員会育児又は介護のための離職・再採用に 係る取扱要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

退職予定年月日						
退職事由		育児	•		<b></b>	
再採用を希望する時期 (現時点での予定)						
退職後の連絡先	住所					
	電話番号					
	メールアドレス(任意)					
育児・介護を要する者 の状況等	対象者氏名				続 柄	
	住 所					同居 別居
	生年月日					
	育児・介護 の状況					

\*令和4年3月31日以前に退職した者については、退職時の所属と職を記入するものとする。

## (添付書類)

①育児の場合:退職時の育児の状況を証明するもの一式 ②介護の場合:退職時の介護の状況を証明するもの一式 (第2号様式)

 第
 号

 年
 月

 日

殿

山梨県教育委員会

# 受 理 書

年 月 日付けで申し出のあった山梨県教育委員会育児又は介護の ための離職・再採用に係る取扱要綱に基づく離職再採用願を受理しました。 山梨県教育委員会 殿

所属名

職氏名

## 再採用申請書

山梨県教育委員会育児又は介護のための離職・再採用に係る取扱要綱に基づ く再採用を希望するので、同要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

退職した年月日	
退職時の所属名	
退職時の職名	
再採用希望年月日	年 4月 1日
再採用希望校種等	校種
	教科・科目
所有免許状の種類	

<sup>\*</sup>令和4年3月31日以前に退職した者については、退職時の所属と職を記入するものとする。

 第
 号

 年
 月

 日

殿

山梨県教育委員会

# 選考結果通知書

あなたは、山梨県教育委員会育児又は介護のための離職・再採用に係る取扱 要綱第5条第1項の規定による選考検査に合格しました(不合格でした)の で、同条第2項の規定により通知します。